

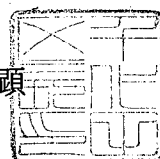
千代田区告示第 16 号

令和 5 年度賃金下限額について

千代田区公契約条例（平成 26 年千代田区条例第 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、令和 5 年度における賃金下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和 5 年 2 月 28 日

千代田区長 樋口 高顕



(1) 工事又は製造の請負契約の賃金下限額 単位：円（1 時間当たり）

No.	職 種	賃金下限額	No.	職 種	賃金下限額
1	特殊作業員	3, 004	27	普通船員	2, 982
2	普通作業員	2, 689	28	潜水士	5, 097
3	軽作業員	1, 890	29	潜水連絡員	3, 702
4	造園工	2, 678	30	潜水送気員	3, 600
5	法面工	3, 409	31	山林砂防工	3, 263
6	とび工	3, 364	32	軌道工	5, 862
7	石工	3, 330	33	型わく工	3, 094
8	ブロック工	3, 105	34	大工	3, 105
9	電工	3, 240	35	左官	3, 319
10	鉄筋工	3, 263	36	配管工	2, 892
11	鉄骨工	2, 982	37	はつり工	3, 072
12	塗装工	3, 522	38	防水工	3, 690
13	溶接工	3, 645	39	板金工	3, 454
14	運転手（特殊）	3, 117	40	タイル工	2, 869
15	運転手（一般）	2, 520	41	サッシ工	3, 263
16	潜かん工	3, 612	42	屋根ふき工	2, 093
17	潜かん世話役	4, 489	43	内装工	3, 353
18	さく岩工	3, 825	44	ガラス工	3, 229
19	トンネル特殊工	3, 488	45	建具工	3, 060
20	トンネル作業員	3, 027	46	ダクト工	2, 914
21	トンネル世話役	4, 107	47	保温工	2, 824
22	橋りょう特殊工	3, 544	48	建築ブロック工	2, 937
23	橋りょう塗装工	3, 522	49	設備機械工	2, 858
24	橋りょう世話役	4, 152	50	交通誘導警備員 A	2, 014
25	土木一般世話役	3, 252	51	交通誘導警備員 B	1, 744
26	高級船員	3, 758			

掲 示 承 認

総 第 23 号

期自令和 5 年 2 月 28 日
間至令和 5 年 3 月 14 日

取扱者



(2) 工事又は製造の請負以外の請負契約及び業務委託契約の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

職種	賃金下限額
警備員	1,463
保全管理員	1,969
清掃員	1,139
介護職	1,139
栄養士	1,457
保健師	1,497
看護師	1,497
上記以外	1,129

(3) 指定管理協定の賃金下限額

単位：円（1時間当たり）

職種	賃金下限額
警備員	1,463
保全管理員	1,969
清掃員	1,139
介護職	1,139
栄養士	1,457
保健師	1,497
看護師	1,497
上記以外	1,129